

▶ ガイドライン等改定の方向性

(1) 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-の改定内容

基本的な構成は変更せず、課題に対する検討や委員会での議論を踏まえて内容の充実を図る。その他、現行の制度(歴史まちづくり法、無電柱化法等)や技術及び各種事例写真の更新の必要性等を確認の上、改定を行う。

表 指針(案)解説の目次構成と主な改定内容 (1/2)

現 行	改定内容
はじめに	
原論編	
第1章 思想	■本書全体→現行の制度(歴史まちづくり法、無電柱化法等)や技術及び各種事例写真の更新の必要性等を確認の上、改定を行う。
1 美しい道路づくりの意義と必要性	
2 美しい道路づくりとは	
(1)地域との調和	
(2)利用者の快適性	
(3)姿形の洗練	
第2章 知識	
1 道路の形状特性とデザイン	
2 道路の利用特性とデザイン	
3 道路の社会特性とデザイン	
第3章 技術	
1 道路デザインの技術	
(1)統合的な思考のために	
(2)リアリティを得るために	
(3)システムとして機能させるために	
第4章 実践のイメージ	
実践編	
指針(案)の目的	
第1章 道路デザインの目的と方向性	
1-1 道路デザインとは	
1-2 道路デザインの目的と対象	
1-3 道路デザインの方向性	■『(4)特別な景観的配慮が必要な地域』に歴史まちづくり法による重点区域等を追加する。
第2章 道路デザインの進め方	
2-1 道路デザインの心得	
2-2 道路デザインの手順	
2-3 道路デザインの表現方法	
第3章 地域特性による道路デザインの留意点	
3-1 山間地域における道路デザイン	
3-1-1 自然への影響の軽減と地形の尊重	
3-1-2 地域の景観資源の活用	
3-2 丘陵・高原地域における道路デザイン	
3-3 水辺における道路デザイン	
3-4 田園地域における道路デザイン	
3-5 都市近郊地域における道路デザイン	
3-6 市街地における道路デザイン	
3-6-1 道路ネットワークと道路デザイン	■歩行者以外の自転車や公共交通を優先した道路整備を行う際に、道路ネットワークに対してどのような影響を及ぼすか検討を行うことの重要性を追記する。
3-6-2 道路の性格に応じたデザイン	
第4章 構想・計画時のデザイン	
4-1 道路デザイン方針の設定	
4-2 構想・計画時における道路デザインの重要性	
4-3 地方部の道路の計画	
4-3-1 比較ルートの検討	
4-3-2 線形計画	
4-3-3 横断計画	
4-3-4 道路構造の選択	
4-4 市街地の道路の計画	
4-4-1 地域資源・街割り・公共施設等の配置と道路の線形	
4-4-2 都市活動に対応した横断構成	
4-4-3 幅員構成の再構築	■近年の幅員構成の再構築を含めたリノベーション手法について、記載内容を充実させる。(例えば、自転車走行空間創出、公共交通優先等)
4-4-4 道路構造物の考え方	
4-4-5 道路と沿道の一体整備	
4-5 現道拡幅の際の考え方	
4-6 他事業との連携	
第5章 設計・施工時のデザイン	
5-1 設計・施工にあたっての基本的な考え方	■施工後の経年変化を考慮し、施工直後だけでなく、維持管理段階を含めた検討を行うように追記する。
5-2 土工設計	
5-2-1 設計開始にあたっての留意事項	
5-2-2 のり面に対するアースデザイン	
5-2-3 擁壁・腰石積み	
5-2-4 のり面の表面処理	

表 指針(案)解説の目次構成と主な改定内容 (2/2)

現 行	改定内容
5-3 橋梁・高架橋の設計	
5-3-1 設計の基本的考え方	
5-3-2 形式選定と本体設計	
5-3-3 地形・植生に対する配慮	
5-3-4 都市近郊・市街地における高架橋の設計	
5-3-5 横断歩道橋・跨道橋等の設計	
5-4 トンネル・覆道等の設計	
5-4-1 トンネルの設計	
5-4-2 掘削道路等の設計	
5-4-3 覆道の設計	
5-5 車道・歩道及び分離帯の設計	
5-5-1 歩道空間の設計	■自転車走行空間の設計上の留意点を追記する。
5-5-2 バス停留所等の配置	
5-5-3 植樹帯の配置と植栽設計	
5-6 ユニバーサルデザイン	
5-7 交差点等の設計	
5-7-1 平面交差点の設計	
5-7-2 立体交差点等の設計	
5-8 休憩ポイントの設計	
5-9 環境施設帯の設計	
5-10 道路附属物等の設計	
5-10-1 交通安全施設等の設計	■既設の道路附属物等を撤去・集約する観点での景観改善への効果について追記する。 ■公共建築物における木材の利用の促進のための計画の策定(平成28年4月)等に関連して、地域特性等から道路附属物での木材の使用を検討するように追記する。 ■準拠基準として、『道路附属物等ガイドライン』を記載する。
5-10-2 遮音壁	
5-10-3 道路占用物件	■道路占用物件に対する道路デザイン上の留意点を追記する。 ■準拠基準として、『道路附属物等ガイドライン』を記載する。
5-11 植栽の設計	
5-11-1 植栽の景観的役割	
5-11-2 植栽形式と使用種の選定	
5-11-3 植栽基盤と植栽空間	
5-11-4 既存樹林・樹木等の保全・活用	
5-11-5 既存道路の改築時における樹木等の取り扱い	
5-12 色彩の設計	■色彩の計画・設計の対象として、路面(歩道、車道、自転車走行空間、交差点内等)に対しても考慮するように追記する。 ■路面の色彩選定の基本的な考え方を追記する。(例えば、周辺景観を引き立てるような控えめな色彩選定(コンクリート舗装等)、安全性と景観への配慮の両立等)
5-13 暫定供用を予定する道路の設計	
5-13-1 土工の考え方	■暫定供用期間が特に長くなる場合の将来形を見据えた暫定整備の留意事項を補足する。(例えば、長期間に渡っての残地部分への防草シートやコンクリートの敷設は回避する等)
5-13-2 道路構造物の考え方	
5-14 施工時の対応	■設計上は現れなかった現場での対応や施工の精度についての考え方を追記する。(例えば、高低差のすりつけ方や舗装材の張り方等) ■施工期間中の仮設物についての配慮事項を追記する。(例えば、仮囲い等)
5-15 既存道路におけるその他の景観改善	■歴史まちづくり法等の最近の動向を含めて、歴史的地区での道路デザイン上の留意事項等の内容を充実させる。
5-15-1 歴史的建造物等の保存	■歴史的価値の高い建造物や空石積み擁壁等の既存道路施設についての保全の考え方について追記する。
5-15-2 無電柱化	■平成28年12月に成立した無電柱化法の趣旨を踏まえて、内容を充実させる。
5-16 災害復旧時における景観配慮の考え方(※新規追加)	■災害復旧時の道路景観に対する配慮事項を追記する。
第6章 管理時のデザイン	■第6章全般について現状の課題等に基づいて内容を充実させる。
6-1 維持管理	
6-2 景観の点検と地域との関わり	
6-3 関係者との協力体制の構築と支援	■道路協力団体制度や日本風景街道について追記する。
6-4 植栽管理	
第7章 道路デザインのシステム	■第7章全般について、現状の課題等に基づいて内容を充実させる。
7-1 一貫性の確保	
7-1-1 デザイン方針の明確化	
7-1-2 検討体制の整備	
7-1-3 関係者の役割分担	
7-2 技術力の活用と向上	
7-3 デザインにかかる仕組みの確立	
7-3-1 景観法等の活用	
7-3-2 景観アセスメントの実施	■現在の指針(案)解説刊行後に通知された「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成19年3月)を追記する。 ■景観アセスでの景観検討の流れに本書を活用するように記載する。
事例編	
1. 日光宇都宮道路	
2. 仙台の大通り	
3. 福島西道路	
図版一覧	
参考文献一覧	

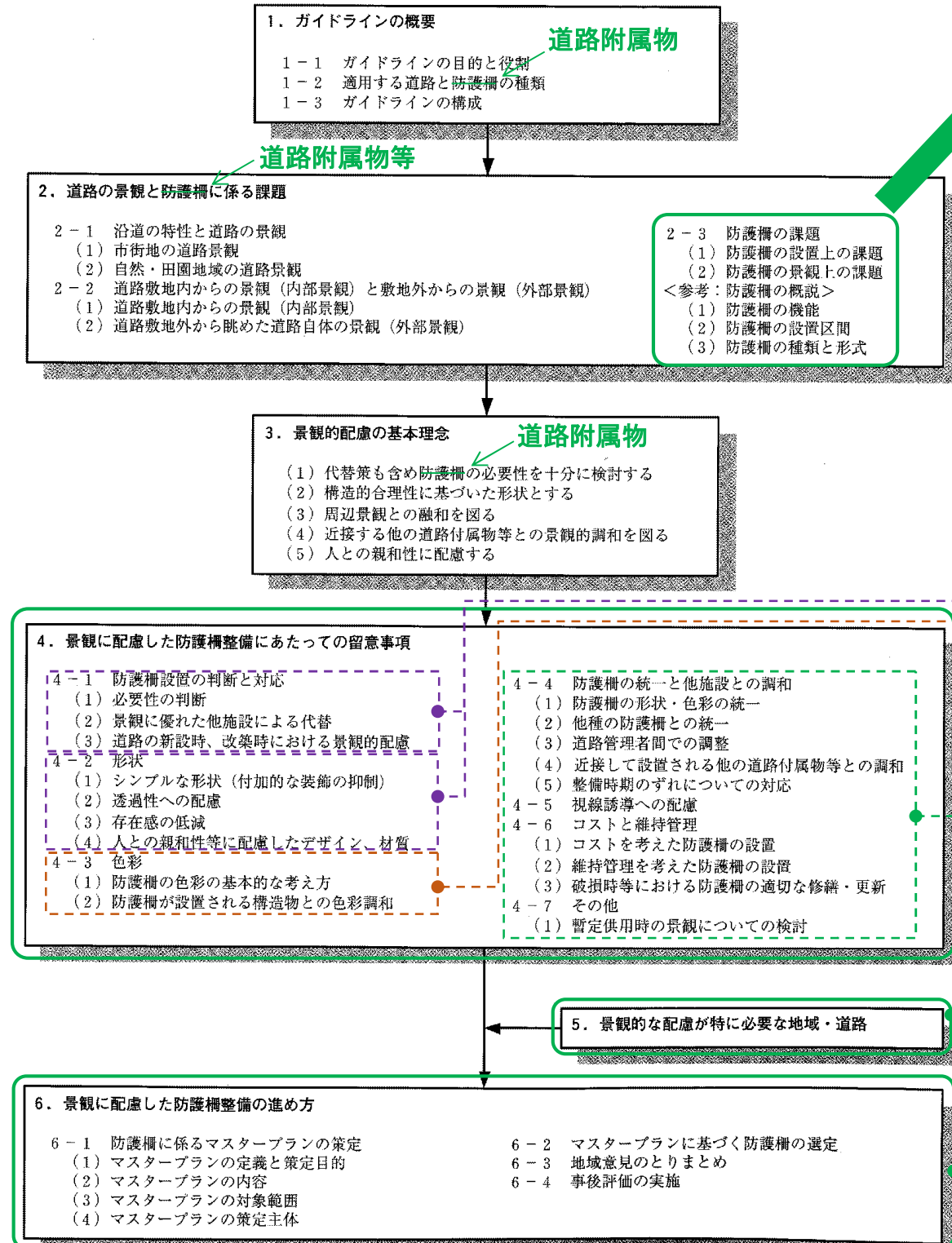
(2) 景観に配慮した道路附属物等ガイドラインの改定内容

①改定方針と改定後の防護柵ガイドラインの全体構成

基本的には現在の構成は大きく変更することなく、防護柵以外の道路附属物(照明柱、道路標識柱、歩道橋)の内容を追加するものとする。

また、道路附属物同士の調和の他、道路附属物以外の道路占有物や法定外のカラー路面標示等との調和についても言及するものとする。

【現行の防護柵ガイドラインの全体構成と改定箇所】



【全体構成の主な改定内容】

■全体に対しては、『防護柵→道路附属物』への内容の更新

2-3 道路附属物の課題	<参考：道路附属物の概説(機能、設置区間、種類と型式)>	
(1) 道路附属物の設置上の課題	(1) 防護柵	(3) 照明柱
(2) 道路附属物の景観上の課題	(2) 歩道橋	(4) 道路標識柱

4. 景観に配慮した道路附属物整備にあたっての留意事項

●4-1 色彩の基本事項

- (1) 色彩の概念と性質
- (2) 沿道色彩環境
- (3) 基調色(ベースカラー)の設定

●4-2 防護柵の色彩と配置・形状

- (1) 防護柵の色彩の考え方
- (2) 防護柵の配置の考え方
- (3) 防護柵の形状の考え方

●4-3 歩道橋の色彩と配置・形状

- (1) 色彩、(2) 配置、(3) 形状
- (4) 記名表記の考え方

●4-4 照明柱の色彩と配置・形状

- (1) 色彩、(2) 配置、(3) 形状

●4-5 道路標識柱の色彩と配置・形状

- (1) 色彩、(2) 配置、(3) 形状

●4-6 その他の道路附属物等に関する留意事項

●4-7 道路附属物等の全体調整

- (1) 道路附属物の色彩・形状の統一
- (2) 道路管理者間での統一
- (3) 近接して設置される他の道路附属物等との調和
- (4) 整備時期のずれについての対応
- (5) エリア別方針の導入

●4-8 コストと維持管理

●4-9 その他

- (1) 暫定供用時の景観についての検討
- (2) 関係者との調整
- (3) 事後評価の実施

※道路附属物毎に整理

表 新旧の目次構成と主な改定内容

現 行	改定案	改定方針
1. ガイドラインの概要	1. ガイドラインの概要	
1-1 ガイドラインの目的と役割	1-1 ガイドラインの目的と役割	
1-2 適用する道路と防護柵の種類	1-2 適用する道路と道路附属物の種類	■防護柵以外の道路附属物(歩道橋、照明柱、道路標識柱)について追記する。
1-3 ガイドラインの構成	1-3 ガイドラインの構成	
2. 道路の景観と防護柵に係る課題	2. 道路の景観と道路附属物に係る課題	■防護柵以外の道路附属物に係る課題を追記する。
2-1 沿道の特性と道路の景観	2-1 沿道の特性と道路の景観	
(1) 市街地の道路景観	(1) 市街地の道路景観	
(2) 自然・田園地域の道路景観	(2) 自然・田園地域の道路景観	
2-2 道路敷地内からの景観(内部景観)と敷地外からの景観(外部景観)	2-2 道路敷地内からの景観(内部景観)と敷地外からの景観(外部景観)	
(1) 道路敷地内からの景観(内部景観)	(1) 道路敷地内からの景観(内部景観)	
(2) 道路敷地外からの眺めた道路自体の景観(外部景観)	(2) 道路敷地外からの眺めた道路自体の景観(外部景観)	
2-3 防護柵の課題	2-3 道路附属物の課題	■防護柵以外の道路附属物を考慮した場合の課題を追記する。
(1) 防護柵の設置上の課題	(1) 道路附属物の設置上の課題	
(2) 防護柵の景観上の課題	(2) 道路附属物の景観上の課題	
<参考: 防護柵の概説>	<参考: 道路附属物の概説>	■防護柵以外の道路附属物の機能や種類、型式の概説を追記する。
(1) 防護柵の機能	(1) 防護柵(機能、設置区間、種類と型式)	
(2) 防護柵の設置区間	(2) 歩道橋(機能、種類と型式)	
(3) 防護柵の種類と形式	(3) 照明柱(機能、種類と型式)	
	(4) 道路標識柱(機能、種類と型式)	
3. 景観的配慮の基本理念	3. 景観的配慮の基本理念	■3. 景観的配慮の基本理念に対しては、道路附属物を対象とした場合に新たな理念が無いか検討し、必要に応じて追加する。
(1) 代替策も含め防護柵の必要性を十分に検討する	(1) 代替策も含め防護柵の必要性を十分に検討する	
(2) 構造的合理性に基づいた形状とする	(2) 構造的合理性に基づいた形状とする	
(3) 周辺景観との融和を図る	(3) 周辺景観との融和を図る	
(4) 近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る	(4) 近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る	
(5) 人との親和性に配慮する	(5) 人との親和性に配慮する	
4. 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項	4. 景観に配慮した道路附属物整備にあたっての留意事項	■防護柵以外の道路附属物整備にあたっての留意事項を整理する。
4-1 防護柵設置の判断と対応	4-1 色彩の基本事項	■4-2の道路附属物の色彩の考え方を説明する前提となる色彩の基本的な知識に関する内容を追記する。
(1) 必要性の判断	(1) 色彩の概念と性質	
(2) 景観に優れた他施設による代替	(2) 沿道色彩環境	
(3) 道路の新設時、改築時における景観的配慮	(3) 基調色(ベースカラー)の設定	
4-2 形状	●4-2 防護柵の色彩と配置・形状	■4-2以降は道路附属物毎の色彩や配置、形状の考え方の整理する。 ■現行のガイドラインの4-5視線誘導への配慮は4-2に含める。 ■4-3には色彩、配置、形状のほか、記名表記の考え方を追記する。 ■「4-6その他の道路附属物等に関する留意事項」として、遮音壁や落下物防止柵等に関する留意事項を整理する。
(1) シンプルな形状(付加的な装飾の抑制)	(1) 防護柵の色彩の考え方	
(2) 透過性への配慮	(2) 防護柵の配置の考え方	
(3) 存在感の低減	(3) 防護柵の形状の考え方	
(4) 人との親和性等に配慮したデザイン、材質	4-3 歩道橋の色彩と配置・形状	
4-3 色彩	(1) 歩道橋の色彩の考え方	
(1) 防護柵の色彩の基本的な考え方	(2) 歩道橋の配置の考え方	
(2) 防護柵が設置される構造物との調和	(3) 歩道橋の形状の考え方	
	(4) 記名表記の考え方	
	4-4 照明柱の色彩と配置・形状	
	(1) 照明柱の色彩の考え方	
	(2) 照明柱の配置の考え方	
	(3) 照明柱の形状の考え方	
	4-5 道路標識柱の色彩と配置・形状	
	(1) 道路標識柱の色彩の考え方	
	(2) 道路標識柱の配置の考え方	
	(3) 道路標識柱の形状の考え方	
	4-6 その他の道路附属物等に関する留意事項	
4-4 防護柵の統一と他施設との調和	4-7 道路附属物等の全体調整	■現行の4-4防護柵の統一と他施設との調和を道路附属物を加えることで、4-7道路附属物等の全体調整として内容を充実させる。 ■現行の5.景観的配慮が特に必要な地域・道路と6.景観に配慮した防護柵整備の進め方の内容を4-7(5)エリア別方針の導入として組み込みなおす。 ■(3)の他の道路附属物として、遮音壁を加えるとともに、道路占用物件についての記載を充実させる。
(1) 防護柵の形状・色彩の統一	(1) 道路附属物の色彩・形状の統一	
(2) 他種の防護柵との統一	(2) 道路管理者間での統一	
(3) 道路管理者間での調整	(3) 近接して設置される他の道路附属物等との調和	
(4) 近接して設置される他の道路付属物等との調和	(4) 整備時期のずれについての対応	
(5) 整備時期のずれについての対応	●(5) エリア別方針の導入	
4-5 視線誘導への配慮		
4-6 コストと維持管理	4-8 コストと維持管理	■防護柵以外の道路附属物におけるコスト、維持管理を考えた設置の考え方を追記する。 ■防護柵以外の道路附属物における破損時等の適切な修繕・更新の考え方を追記する。
(1) コストを考えた防護柵の設置	(1) コストを考えた道路附属物の設置	
(2) 維持管理を考えた防護柵の設置	(2) 維持管理を考えた道路附属物の設置	
(3) 破損時等における防護柵の適切な修繕・更新	(3) 破損時等における道路附属物の適切な修繕・更新	
4-7 その他	4-9 その他	■現行の6. 景観に配慮した防護柵整備の進め方の内容を4-7(5)エリア別方針、4-9その他の(2)関係者との調整、(3)事後評価の実施に振り分けて整理する。
(1) 暫定供用時の景観についての検討	(1) 暫定供用時の景観についての検討	
5. 景観的配慮が特に必要な地域・道路	●(2) 関係者との調整	
	●(3) 事後評価の実施	
6. 景観に配慮した防護柵整備の進め方		
6-1 防護柵に係るマスタープランの策定		
(1) マスタープランの定義と策定目的		
(2) マスタープランの内容		
(3) マスタープランの対象範囲		
(4) マスタープランの策定主体		
6-2 マスタープランに基づく防護柵の選定		
6-3 地域意見のとりまとめ		
6-4 事後評価の実施		
参考資料	参考資料	
資料-1 ガイドライン策定までの経緯	資料-1 ガイドライン策定までの経緯	
資料-2 鋼製防護柵において基本とする色彩の試行	資料-2 鋼製防護柵において基本とする色彩の試行	
資料-3 防護柵の設置基準(平成16年3月)	資料-3 道路附属物に関連する各種基準	■防護柵以外の道路附属物の各種基準を追記する。
綴込附録	綴込附録	

(3) 改定後の両図書の活用・体裁イメージ

『防護柵ガイドライン』は防護柵以外の道路附属物(歩道橋、照明柱、道路標識柱)の内容を追加し、改定後は「指針(案)解説」と『道路のデザイン』の役割と使い方」の3本立てで取りまとめ、それぞれが補完して活用されることを目指す。

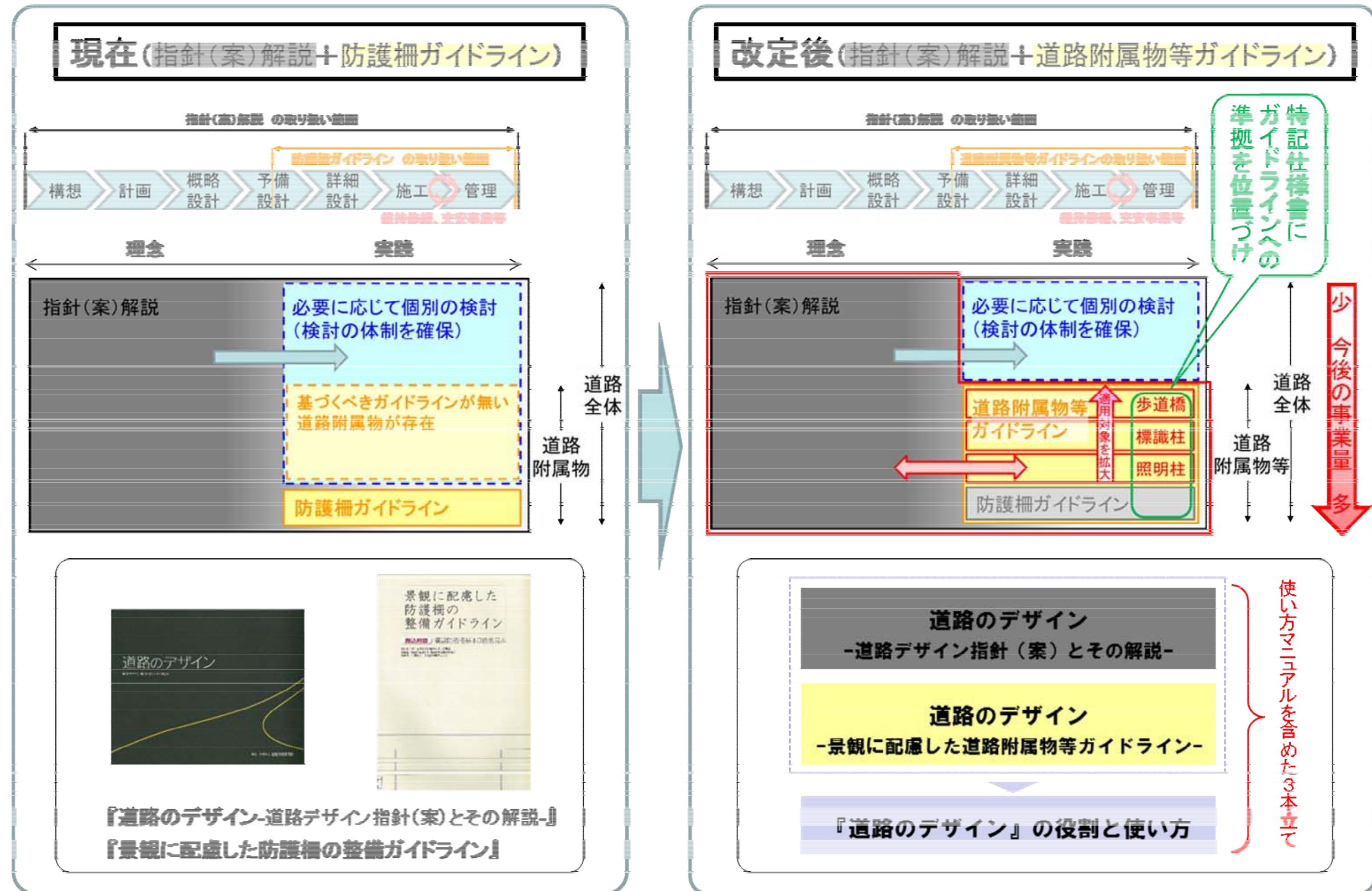


図 改定後の両図書の活用・分担イメージ